

# 青森県報

第二千七百一十一号

平成十八年  
十一月二十九日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

### 告 示

児童福祉法による知的障害児施設の指定……………(障害福祉課) ……一

児童福祉法による知的障害児通園施設の指定……………(同) ……二

児童福祉法による肢体不自由児施設の指定……………(同) ……二

児童福祉法による重症心身障害児施設の指定……………(同) ……二

公共測量の終了……………(監理課) ……二

### 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課) ……三

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……六

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……七

建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……七

右 同……………(三八地域) ……七

右 同……………(三八地域) ……七

出先機関……………(同) ……七

土地改良事業計画変更の同意……………(三八地域) ……八

## 教育委員会

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正……………(職員福利課) ……八

## 雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………(建築住宅課) ……八

## 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第九十七号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一上平団地の項中「八十二戸」を「七十戸」に改める。

## 附 則

この規則は、平成十八年十二月一日から施行する。

## 告 示

## 青森県告示第八百六十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり知的障害児施設を指定したので、同法第二十四条の十八第一号の規定によ

り公示する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
青森県立八甲学園	青森市大字横内字桜峰六三の一	平成二六・一〇・一
弘前市弥生学園	弘前市大字中別所字平山一四〇の一	"
八戸市立うみねこ学園	八戸市大字松館字水野平二〇の五	"
森田学園	つがる市森田町床舞鶴喰一〇四の一	"
公立もみのき学園	上北郡七戸町字蛇坂四五の一	"
はまゆり学園	むつ市大字奥内字栖立場一の六七	"
もみじ学園	黒石市大字南中野字上平五の三	"

青森県告示第八百六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第二項の規定により、次のとおり知的障害児通園施設を指定したので、同法第二十四条の十八第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
弘前大清水学園	弘前市大字清原四丁目九の一	平成二六・一〇・一
桂堂学園	八戸市大字上野字堀端九の九	"
こども発達支援施設やまびき園	青森市大字雲谷字山吹九二の二八五	"

青森県告示第八百六十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項の規定により、

次のとおり肢体不自由児施設を指定したので、同法第二十四条の十八第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
青森県立あすなる医療療育センター	青森市大字石江字江渡一〇一	平成二六・一〇・一
青森県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚一七の七二九	"

青森県告示第八百七十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり重症心身障害児施設を指定したので、同法第二十四条の十八第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
青森県立あすなる医療療育センター	青森市大字石江字江渡一〇一	平成二六・一〇・一
青森県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚一七の七二九	"
青森県立さわらび医療療育センター	弘前市大字中別所字平山一六八	"
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上三丁目一三の一	"
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野一五五	"

青森県告示第八百七十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
仙台防衛施設局

- 二 測量の種類

公共測量（移転措置事業）

- 三 測量の期間

平成十八年四月二十八日から同年九月四日まで

- 四 測量の地域

上北郡六ヶ所村大字平沼地区及び三沢市大字三沢字天ヶ森地区

# 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ファッションモール浜田

青森市東大野二丁目九の三外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

2 株式会社アベイル

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 島村治伸

- 四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年七月七日

- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、二二四平方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

八三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

六五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一八五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後八時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

- 八 届出年月日

平成十八年十一月六日

- 九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年十一月二十九日から平成十九年三月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら田向店

八戸市八戸都市計画事業田向土地画整理事業三一街区一画地外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年七月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一一五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

六〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三三台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

一一〇・八平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三五立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後八時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

八 届出年月日

平成十八年十一月六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年十一月二十九日から平成十九年三月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鶴田フットリバーモール

北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉二四五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパーストア

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

代表取締役 野宮英明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパーストア

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

代表取締役 野宮英明

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年七月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一九、二四一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一、五二三台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

四七〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

一、四六九平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一七七立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年十一月六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び鶴田町役場

2 期間

平成十八年十一月二十九日から平成十九年三月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鶴田町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

城東ショッピングセンター

弘前市城東中央一丁目二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

2 河合とみ

弘前市大字城東三丁目二の二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七の三 代表取締役 諸橋友良	平成 一八・二・二

四 届出年月日

平成十八年十一月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年十一月二十九日から平成十九年三月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年三月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十一月三十日から同年十二月二十七日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社宮本工業

二 代表者の氏名 宮本 正義

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川一三九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一一九一七号

五 取消年月日 平成十八年十一月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社興米保温

二 代表者の氏名 中原 昭

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字鴨ヶ池九六の三

四 許可番号 青森県知事許可（般・一八）第一一五二九号

五 取消年月日 平成十八年十一月十日

六 取消しに係る建設業の許可

熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 國王電設工業
- 二 氏名 米内口 国男
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字梅内字梨ノ木平一六九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一八)第三〇〇三七号
- 五 取消年月日 平成十八年十一月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十八年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第一項の規定により、三戸町に係る次の土地改良事業の計画の変更に平成十八年十一月七日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十九日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 大久保

### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十四号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号(青森県個人情報保護条例第二十

条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十九日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

表公立学校教員採用候補者選考試験の項の次に次のように加える。

公立学校栄養教諭採用候補者選考試験	筆記試験の得点及び総合試験結果の通知の日から一月間	教育庁義務教育課
表に次のように加える。		

県立中学校入学者選抜	総合評価点	合格発表の日から一月間	県立三本木高等学校附属中学校開設準備室
------------	-------	-------------	---------------------

### 雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

平成十八年十月十五日実施した宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

合格者は五十問中三十四問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中二十九問以上正解の者とする。

平成十八年十一月二十九日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三 澤 眞

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
〇二〇一〇〇〇二	齋藤 一 慶	〇二〇一〇〇〇八	中野 瑞 穂
〇二〇一〇〇〇三	竹山 薫	〇二〇一〇〇一五	白取 香 織





